

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認京都地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	11 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	5 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	19 件
国民年金関係	8 件
厚生年金関係	11 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和56年4月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年6月から57年3月まで

昭和54年5月に結婚し、A区Bに居住し始め、妻が、そのころに区役所で国民年金の加入手続きを行い、一緒に国民年金保険料を納付していた。申立期間が未納とされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和56年4月から57年3月までについては、特殊台帳の昭和56年度摘要欄に納付申出により発行されたものと考えられる「納付書」の押印が有る上、同台帳の「変更後住所欄」に記載されている昭和56年5月以降の「C市A区D町」の住所地は申立人及びその妻が所持する国民年金手帳（年金手帳）の同年5月に変更された住所地とも一致しており、当該期間後の国民年金保険料はすべて納付されていることを踏まえると、申立人は、住所変更後に交付を受けた納付書で当該期間の保険料を納付したものとみても不自然ではない。

一方、申立期間のうち、昭和54年6月から56年3月までについて、申立人は、54年5月の婚姻後はA区Bに居住し始め、申立人の妻が、そのころに区役所で国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を一緒に納付していたと主張している。

しかしながら、C市が国民年金の加入状況、国民年金保険料の納付状況等を記録している国民年金収滞納リストにおいて、当該期間は未納とされているほか、当該期間の申立人の妻の住所地はA区Bであることが確認で

きるものの、申立人の住所地は婚姻前の住所地である同区Eとされ、昭和55年度は不在被保険者とされていることが確認できることから、同区Bへの国民年金の住所変更手続は行われておらず、このことは申立人が所持する国民年金手帳からも確認でき、申立人の妻は、当該期間の保険料を一緒に納付できなかつたものとみるのが相当である。

また、申立人の妻又は申立人が当該期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和56年4月から57年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和58年12月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年1月から51年9月まで
② 昭和58年12月から59年3月まで

昭和44年1月ごろに母親が国民年金の加入手続を行い、申立期間①の国民年金保険料については、自分の分と一緒に納付してくれていた。申立期間②の保険料については、納付していたはずである。申立期間が未納となっていることには納得できないので、調査してほしい。

なお、申立期間の確定申告書（控え）を提出する。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②は4か月と短期間であるとともに、申立人は、昭和58年4月以降、申立期間②を除き、国民年金加入期間について国民年金保険料をすべて納付していることが確認できる上、申立人が提出した昭和58年分の確定申告書（控え）に記載されている国民年金保険料額は二人分の当該年分の保険料額とほぼ一致することから、申立期間の保険料について納付されたものとみても不自然ではない。

一方、申立期間①について、申立人は、昭和44年1月ごろに申立人の母親が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和58年10月に夫婦連番で払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人は、このころ国民年金

に加入したものと推認され、申立内容とは符合しない。

また、申立人が国民年金に加入した上記の時点では、申立期間①は既に時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、申立期間の保険料を納付するには、特例納付によることとなるが、特例納付が実施されていた時期ではない。

さらに、申立人の母親又は申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和58年12月から59年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年12月から45年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年9月から47年3月まで

私は当時、大学生であったが、20歳になった昭和44年*月ごろに、亡くなった母親が国民年金の加入手続をA県B区役所で行い、申立期間の国民年金保険料を払ってくれていたと聞いていたので、申立期間の保険料が未納となっていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和44年12月から45年6月までについて、国民年金保険料納付の前提となる申立人の最初の国民年金手帳記号(*)は、44年12月8日に任意の資格で払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人は、この日に国民年金に加入したものと推認でき、「国民年金保険料年度別納付状況リスト」において、当該期間は、任意資格の被保険者とされており、国民年金の任意加入手続を行いながら、保険料を納付しなかった事情も見当たらない上、当該期間の保険料を納付していたとする申立人の母親は、36年4月から60歳到達時までの保険料をすべて納付していることが確認できることを踏まえると、申立人の母親が当該期間の保険料を納付したものとみても不自然ではない。

一方、申立期間のうち、昭和44年9月から同年11月までの期間及び45年7月から47年3月までの期間について、申立人は、上記の「国民年金保険料年度別納付状況リスト」では、44年12月8日に任意被保険者資格取得、45年7月25日に同資格喪失とされていることから、当該期間は国民

年金の未加入期間であり、当該期間の国民年金保険料は納付できなかったものと考えられる。

なお、申立人の2回目の国民年金手帳記号番号(*)は、申立人の国民年金保険料納付日及び申立人の妻の第3号被保険者非該当日のオンライン処理日から、平成8年12月ごろに払い出されたものと考えられ、申立人は、このころ国民年金に再加入したものと推認されるが、この時点において、当該期間は既に時効により保険料を納付できない期間である。

また、申立人の母親又は申立人が当該期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和44年12月から45年6月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 4 月から 56 年 3 月までの期間及び同年 10 月から 57 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 4 月から 56 年 3 月まで
② 昭和 56 年 10 月から 57 年 3 月まで
③ 昭和 57 年 4 月から同年 6 月まで
④ 昭和 61 年 4 月から 63 年 6 月まで
⑤ 平成元年 4 月及び同年 5 月

私は、A 区役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間①及び②の国民年金保険料については納付し、申立期間③、④及び⑤の保険料については免除申請を行ったはずである。申立期間がいずれも未納となっていることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①は 12 か月、申立期間②は 6 か月といずれも短期間であるとともに、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 56 年 1 月に払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認でき、申立人は、このころ国民年金に加入したものと推認され、B 市が国民年金の加入状況、保険料の納付状況等を記録している国民年金収滞納リストでは未納となっていることが確認できることから、現年度納付されなかったものと考えられるが、申立期間①及び②に対応する特殊台帳の昭和 55 年度及び 56 年度の摘要欄には、申立人からの申出により発行されたものとみられる「納付書」の押印が有ることが確認でき、申立人は、この納付書により申立期間①及び②の保険料を納付したものとみても不自然で

はない。

一方、申立期間③、④及び⑤については、B市の国民年金収滞納リストでは、いずれも未納とされており、このことは特殊台帳及びオンライン記録とも一致している上、申立期間④については、昭和61年度及び62年度は申請免除された形跡は見当たらず、63年度は昭和63年10月28日に、申立期間⑤については、平成元年7月29日に免除申請が行われていることがオンライン記録により確認でき、国民年金保険料の申請免除は、申請の有った日に納期限が到来していない月から適用されることから、申立期間④のうち昭和63年4月から同年6月の期間及び申立期間⑤は、免除することができない期間であり、ほかに申立期間の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和55年4月から56年3月までの期間及び同年10月から57年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年1月から50年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年1月から50年11月まで

平成21年9月30日付けの社会保険事務所(当時)の回答では「申立期間について、お手持ちの領収証書を調査したところ、納付の事実は確認しましたが、申立期間は国民年金の未加入期間であり、納付された保険料は還付します。」とされている。私は、申立期間の保険料の領収証書を所持し、確かに納付しており、今更還付されることには納得できないので、申立期間を納付済期間としてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所では、申立人は、昭和41年11月1日付けで国民年金の被保険者資格を喪失しており、再加入手続を行ったのは、50年12月27日であることから、申立期間は国民年金の未加入期間であるとして、申立期間の国民年金保険料を還付する旨の通知を平成21年9月30日に行っている。

しかし、申立人は、申立期間の国民年金保険料を一括して昭和50年12月31日に過年度納付及び現年度納付していることが、所持する領収証書により確認でき、特殊台帳においても、申立期間は、納付済期間として記録されており、この保険料について、還付された事実も認められないことから、申立人が適正な様式で発行された納付書により、申立期間の保険料を納付し、その保険料は長年にわたって国庫歳入金として取り扱われていたことは明らかである。

また、申立期間の国民年金保険料は未加入期間の保険料であることが判明したため、還付するとする今回の社会保険事務所の回答は、申立期間の保険料を適正に納付していたと長年確信していた申立人の心情に鑑^{かんが}みれば、信義則に反することなどの事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年10月から43年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年10月から43年2月まで

私が20歳になったので、亡くなった父親がA町役場で国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれていたと聞いている。申立期間が未納とされていることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金保険料納付の前提となる申立人の最初の国民年金手帳記号番号は、昭和43年4月に払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人の父親は、このころに国民年金の加入手続きを行ったものと推認され、申立期間については未納とされており、申立期間直後の同年4月から同年12月までの保険料が納付されていることが、特殊台帳及びA町の国民年金被保険者名簿により確認できる。

また、申立人は、厚生年金保険の被保険者となったため、国民年金の被保険者資格を昭和43年3月1日に喪失したことにより、上記の納付済みであった国民年金保険料は、44年3月31日に還付決定し、同年5月24日に還付されていることが、還付整理簿及び特殊台帳により確認できる。しかし、時効となっていない未納保険料が有る場合は、還付に代えて、その保険料に充当処理することとされていることから、当該事務処理が適切に行われなかったものとみるのが相当である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付したものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA有限会社における資格取得日は昭和29年9月21日、資格喪失日は30年7月21日であると認められることから、厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

また、当該期間の標準報酬月額については、5,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和29年6月1日から32年10月25日まで

申立期間について、B有限会社に工員として勤務していたが、厚生年金保険の被保険者としての記録が無い。同社には確かに勤務していたので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、B有限会社に勤務していたと主張しているが、当該事業所名はオンライン記録及び法人登記において確認することはできず、申立人の勤務地及び業務内容に関する記憶から申立期間当時の住宅地図を調査したところ、申立てに係る事業所は、A有限会社であると推認できる。

また、A有限会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人と同姓同名で生年月日が昭和10年*月*日と記載されている被保険者に係る29年9月21日から30年7月21日までの基礎年金番号に未統合の厚生年金保険被保険者記録が確認できる。

さらに、申立人は、自身の生年月日について、「本当の生年月日は、昭和10年*月*日であると母親から幼いころから聞いており、ずっとその生年月日を使っていた。自分の生年月日が11年*月*日に変更された理由は不明である。」と供述しているほか、勤務期間については、「1年弱ぐらいだと思う。」と供述している。

加えて、A有限会社における業務内容に関する申立人の供述内容は、上記被保険者名簿で被保険者であったことが確認できる元従業員の供述内容と一致していることから、申立人が当該事業所に勤務していたと認められる。

これらのことから判断すると、上記基礎年金番号に未統合の記録は申立人の記録であると認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、上記未統合の記録から、5,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和29年6月1日から同年9月20日までの期間及び30年7月22日から32年10月25日までの期間については、上記被保険者名簿において当該期間に厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の元従業員に照会したものの、申立人を記憶している者はいなかった。

また、当該事業所は既に廃業しており、事業主も所在不明であるため、当該期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、当該期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B工場における資格取得日に係る記録を昭和22年11月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を同年11月から23年7月までは400円、同年8月から24年4月までは1,200円、同年5月から同年7月までは3,500円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年11月25日から24年8月1日まで

私は、昭和21年5月11日にA株式会社C工場に入社し、22年11月25日に同社B工場に転勤し、44年3月27日に同社D工場を退職するまで勤務したが、同社B工場で勤務した期間のうち、22年11月25日から24年8月1日まで厚生年金保険の加入記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間当時にA株式会社に勤務していた複数の同僚及びE健康保険組合の関係者の供述から、申立人がA株式会社B工場に継続して勤務（同社C工場から同社B工場に異動）していたことが認められる。

また、A株式会社B工場における申立期間当時の人事担当者は、「申立人が複数の同僚と共にC工場からB工場に異動したことを記憶している。転勤時の厚生年金保険の被保険者記録は継続しており、厚生年金保険料は引き続き給与から控除していた。」と供述している。

さらに、E健康保険組合の関係者は、「当初は応援としてC工場からB工

場に異動したが、その後転勤扱いになったものと思われ、取得日の手続において何らかの手違いがあったと思われる。異動後も正社員であったと考えられ、正社員に対し、途中で厚生年金保険の手続を中断することは考えられない。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立期間当時の同僚は、「申立人はA株式会社B工場に昭和22年に転勤した。」旨供述していることから、同社B工場における資格取得日を同社C工場の喪失日である同年11月25日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社B工場における健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和24年8月の記録から判断して、22年11月から23年7月までは400円、同年8月から24年4月までは1,200円、同年5月から同年7月までは3,500円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は既に解散しており、社会保険関係書類の保管を継承したE健康保険組合も申立期間当時の資料を保管していないことから、申立人に係る厚生年金保険料の処理について確認できる資料及び供述を得ることが困難であり、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A株式会社B工場における資格取得日に係る記録を昭和53年4月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年4月25日から同年5月2日まで

A株式会社での厚生年金保険について、途中で退職した事実はなく、継続して申立期間においても勤務し、事業主から厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主の回答、事業主の提出した申立人に係る人事記録である「職員名簿」から判断すると、申立人は、申立期間においてA株式会社に継続して勤務し（昭和53年4月25日にA株式会社本社から同社B工場に異動）、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社B工場における昭和53年5月の社会保険事務所（当時）の記録から32万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、A株式会社本社の保管する職員名簿には、申立人が昭和53年4月25日に同社本社から同社B工場に異動し

たことが記載されていることから、事業主が誤って同年5月2日を資格取得日として届け出たことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の株式会社A（現在は、株式会社B）C支店における資格取得日は、昭和21年4月1日であると認められることから、厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、90円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年4月1日から同年10月15日まで

私の厚生年金保険被保険者資格取得日は、昭和21年10月15日になっているが、私は同年4月1日に株式会社AのC支店に入社しており、同年10月15日の支店統合後も同支店に勤務し、退職一時金通知書にもその旨の記載が有る。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Bから提出された申立人に係る在職証明書及び申立人が所持する退職一時金通知書には、株式会社Aの入社日は昭和21年4月1日と記載されていることが確認でき、同社C支店における当時の同僚の供述から、申立人が同日から勤務していたことが確認できる。

また、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿により、申立人に係る記号番号払出日は昭和21年4月1日であり、申立人が所持する年金手帳の「初めて被保険者となった日」と一致している。

さらに、株式会社AのC支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の資格取得日は昭和21年10月15日と記録されているが、上記払出簿において申立人と同日に資格取得している同僚の資格取得日は、同年4月1日であることがオンライン記録により確認できる。

加えて、申立人の厚生年金保険被保険者台帳において、株式会社AのC支店における資格取得日は昭和20年4月1日、資格喪失日は同年10月15日と記録されているが、21年4月1日からの標準報酬月額の記事が確認できる。これらのことから、社会保険事務所（当時）の年金記録管理が適切ではなかったことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和21年4月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、上記厚生年金保険被保険者台帳の記録により、90円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA会における資格喪失日に係る記録を平成2年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年1月31日から同年2月1日まで

A会における厚生年金保険の資格喪失日が平成2年1月31日となっているが、同日まで勤務し、同年2月1日付けでB会に異動した。申立期間について厚生年金保険の被保険者となるよう、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A会及びB会発行の在籍証明書並びにA会の回答から判断すると、申立人がA会及びB会において継続して勤務し(平成2年2月1日にA会からB会に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA会における平成元年12月のオンライン記録から18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が保管している健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書により、A会における申立人の資格喪失日が平成2年1月31日と記載されていることが確認できることから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る同年1月の保険料について納入の告知を行っておらず

(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後の納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年4月から61年3月まで

申立期間の国民年金保険料について、母親の話によると、役所から未納であると電話で伝えられ、保険料を納付した記憶が有るとのことであり、申立期間の保険料の納付について、調査してほしい。

なお、昭和58年10月に10万3,850円、63年7月に26万3,100円の国民年金保険料をさかのぼって納付したことが書かれたメモを提出する。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が、申立期間の国民年金保険料として、昭和58年10月に10万3,850円、63年7月に26万3,100円をさかのぼって納付したと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和63年7月に払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人は、このころ国民年金に加入したものと推認され、この時点において、納付可能な61年4月から63年3月までの保険料を過年度納付していることが確認できるものの、申立期間のうち、56年4月から58年3月までは、申立人所持の年金手帳からも国民年金に未加入の期間であることが確認できることから、当該期間の保険料は納付できなかったものと考えられる上、申立期間のうち、同年4月から61年3月までは、既に時効により保険料を納付できない期間であり、当該期間の保険料を納付するには特例納付によることとなるが、特例納付が実施されていた時期ではない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付したとするメモを提出しているが、同メモに記載されている昭和 63 年 7 月に納付したとする 26 万 3,100 円は、時期・金額からみて、国民年金加入時点において現年度納付するとともに、過年度納付した保険料が記載されている可能性もうかがわれる上、58 年 10 月に納付したとする 10 万 3,850 円は、申立期間の保険料額とは相違しており、国民年金の加入前に保険料を納付できないことから、当該メモは申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる関連資料とみることはできない。

さらに、申立人の母親又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 4 月から平成 4 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 4 月から平成 4 年 6 月まで
昭和 52 年ごろ国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は、口座振替か納付書で夫婦の分を一緒に納付していた。申立期間の保険料が未納となっていることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 52 年ごろ国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は夫婦一緒に納付していたと主張している。

しかしながら、申立期間は、A 市が国民年金の加入状況、国民年金保険料の納付状況等を記録している国民年金収滞納リストにより、申立人夫婦共に未納とされていることが確認できる。

また、申立期間直後の平成 4 年 7 月から 6 年 3 月までの国民年金保険料は、上記の国民年金収滞納リストにより、未納とされていることから現年度納付されなかったものと推認され、当該期間は、申立人夫婦共に、同年 7 月 19 日に過年度納付していることがオンライン記録から確認できるものの、その時点では、申立期間は既に時効により保険料を納付できない期間である。

さらに、申立人又はその妻が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 4 月から平成 4 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 4 月から平成 4 年 6 月まで
昭和 56 年 9 月ごろ夫が国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料は口座振替か納付書で夫婦の分を一緒に夫が納付していた。申立期間の保険料が未納となっていることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 56 年 9 月ごろ加入手続を行い、申立期間の保険料は夫婦一緒に夫が納付していたと主張している。

しかしながら、申立期間は、A 市が国民年金の加入状況、国民年金保険料の納付状況等を記録している国民年金収滞納リストにより、申立人夫婦共に未納とされていることが確認できる。

また、申立期間直後の平成 4 年 7 月から 6 年 3 月までの国民年金保険料は、上記の国民年金収滞納リストにより、未納とされていることから現年度納付されなかったものと推認され、当該期間は、申立人夫婦共に、同年 7 月 19 日に過年度納付していることがオンライン記録から確認できるものの、その時点では、申立期間は既に時効により保険料を納付できない期間である。

さらに、申立人の夫又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせ

る事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年3月及び同年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年3月
② 平成7年8月

申立期間の国民年金保険料が未納となっているが、納付書により郵便局で納付したので、申立期間が未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付書により、郵便局で納付したと主張している。

しかしながら、申立期間前後の国民年金保険料については、平成7年2月分を9年3月11日に、7年4月分から同年7月分までを9年5月8日から同年8月25日にかけて、郵便局で、1か月分ずつ過年度納付されていることが領収済通知書により確認できるものの、申立期間に係る領収済通知書は見当たらず、A市が保管している申立人に係る電算記録においても、申立期間は未納とされており、これは、オンライン記録とも一致している。

また、申立期間に係る納付書は、コンピュータにより作成され、光学式文字読取機(OCR)により納付記録として入力されることから、申立期間の国民年金保険料が2か月とも漏れることは考え難い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しな

い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年12月から平成元年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和62年12月から平成元年11月まで
20歳のころに父親が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は父親が自分の保険料と一緒に納めてくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることには納得できないので、調査してほしい。
なお、昭和62年分、63年分及び平成元年分の確定申告書（控え）を提出する。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳のころに申立人の父親が、国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の被保険者の記録から平成3年4月に払い出されていることが確認できることから、申立人は、このころ国民年金に加入したものと推認され、このことは、A市が国民年金の加入状況、保険料の納付状況等を記録している国民年金収滞納リストにおいて、申立期間は「登載なし」とされていることとも一致することから、申立内容とは符合しない。

また、申立人が国民年金に加入した上記の時点において、申立期間の一部は既に時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、申立期間の保険料を納付するには過年度納付及び特例納付によることとなるが、特例納付が実施されていた時期ではなく、さかのぼって納付したとの主張も無い。

なお、申立人が提出した申立人の父親の昭和62年分、63年分及び平成

元年分の確定申告書（控え）には、それぞれ二人分の国民年金保険料相当額が記載されているが、当該年の保険料は、国民年金の加入前であることから、納付することはできず、確定申告書に記載されている保険料は、納付が確認できる申立人の両親のものであると考えられる。

さらに、申立人の父親又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から40年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月から40年8月まで
20歳になった昭和37年*月ごろ、亡くなった父親がA町（現在は、B市）の役場で私の国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたはずである。私が結婚した39年に、父親からもらった昭和36年度からの国民年金手帳を所持しているが、同年金手帳の国民年金印紙検認記録の「昭和36年度」を「昭和40年度」と訂正するスタンプ印が押され、以降についても同様に訂正されているのを不審に思う。申立期間が未納とされていることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった昭和37年*月ごろ、申立人の父親が国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和40年10月にC市で払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人は、このころ国民年金に加入したものと推認され、申立期間について、申立人が39年12月まで居住していたB市が保管する国民年金被保険者名簿では「記録なし」、以降、居住しているC市が保管する同被保険者名簿では「未納」とされていることが確認でき、このことは特殊台帳及びオンライン記録とも一致する。

また、申立人が国民年金に加入した上記の時点では、申立期間の一部は

既に時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、申立期間の保険料を納付するには、現年度納付、過年度納付及び特例納付によることとなるが、特例納付が実施されていた時期ではなく、さかのぼって納付したとの主張も無い上、現年度納付については、申立人が所持する国民年金手帳でも検認印が有るのは昭和40年9月分以降であることが確認できる。

なお、申立人は、申立人が所持する国民年金手帳は昭和36年度からのものであるとも主張しているが、同年金手帳の発行日は昭和40年11月1日であり、氏名及び住所欄には、婚姻後の氏名である「D」及びC市の住所地が記載されていることが確認できることから、同年金手帳は年度を修正して昭和40年度から使用されたものであり、申立期間の国民年金保険料を納付する際に使用されたものとは考え難い。

さらに、申立人の父親又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め、複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年7月から49年5月までの期間及び平成13年9月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年7月から49年5月まで
② 平成13年9月から同年12月まで

私の国民年金については、昭和43年ごろ、父親が加入手続を行い、申立期間①の国民年金保険料を郵便局で納付してくれていた。申立期間②の保険料については、私が金融機関で納付していた。申立期間が未納とされていることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和43年ごろ、申立人の父親が国民年金の加入手続を行い、申立期間①の国民年金保険料は、申立人の父親が郵便局で納付し、申立期間②の保険料は、申立人が金融機関で納付したと主張している。

しかしながら、申立期間①について、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和52年2月に夫婦連番で払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できることから、このころ申立人は国民年金に加入したものと推認され、申立内容とは符合しない。

また、申立人が国民年金に加入した上記の時点で、申立期間①は、既に時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、申立期間の保険料を納付するには特例納付によることとなるが、特例納付が実施されていた時期ではない上、当時、A市における現年度保険料の収納方法は印紙検認方式であり、申立期間の保険料を郵便局で納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、申立期間②について、A市が国民年金の加入状況、国民年金保険料の納付状況等を記録している国民年金収滞納リストでは「収納なし」とされていることが確認でき、現年度納付されなかったものと考えられることから、申立期間の保険料を納付するには過年度納付によることとなるが、さかのぼって納付したとの主張は無い上、その納付書は、光学式文字読取機（OCR）により納付記録として入力されることから、申立期間の保険料すべてが漏れるとは考え難い。

加えて、申立人の父親又は申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年2月及び同年3月

私が20歳になった平成4年*月ごろ、母親がA県B町(現在は、C市)の役場で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていた。年金手帳にも、被保険者となった日は「平成4年*月*日」と記載されている。申立期間が未納とされていることには納付できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が平成4年*月ごろに国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと主張している。

しかしながら、申立期間の国民年金保険料を納付するには、国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるが、同手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が所持する年金手帳は、厚生年金保険記号番号のみが記載されており、平成4年4月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得した際に交付されたものであると推認できることから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、申立期間の保険料は納付できなかったものと考えられる。

なお、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付した根拠として、所持している年金手帳に資格取得日が記載されていることを挙げているが、資格取得日は保険料納付の事実を示すものではなく、この日が申立人の国民年金被保険者資格を取得した日であることを示すものである。

また、申立人の母親又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付した

ことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 5 月 30 日から 32 年 9 月ごろまで
厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A病院（現在は、B会）で看護助手として勤務していた期間のうち、昭和 31 年 5 月 30 日から 32 年 9 月までの加入記録が無いことが分かった。当該期間については引き続き同病院に勤務しており、加入記録が無いことは納得できない。申立期間について厚生年金保険加入記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の元同僚の供述により、申立人が申立期間当時にA病院に看護助手として勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B会に照会したところ、「申立期間当時の人事記録や給与台帳等の資料が保管されていないため、申立人の正確な勤務期間や厚生年金保険への加入状況について不明である。」と回答しており、当該事業所の申立期間当時の理事長も既に亡くなっていることから、申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用について確認することができない。

また、複数の元同僚に照会したが、申立人の申立期間における勤務実態及び給与からの厚生年金保険料控除について具体的な供述を得ることができなかった。

さらに、A病院に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の当該事業所における資格喪失年月日は昭和 31 年 5 月 30 日になっており、以後の標準報酬月額の変更記録も無いことから、社会保険事務所（当

時) の処理に不自然な点も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年8月31日から同年11月1日まで
私は昭和63年10月まで株式会社A（現在は、株式会社B）で勤務していたが、同年8月から10月までの期間については厚生年金保険の加入期間が空白になっている。この期間については給与明細書から厚生年金保険料を控除されていることが明らかなので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び申立人が保管していた給与明細書から、申立人は、申立期間において株式会社Aで勤務していたことが確認できる。

しかし、オンライン記録から、申立人は申立期間において国民年金に加入し、保険料を納付していることが確認できるほか、C会D支部に照会を行ったところ、申立人は、株式会社Aで厚生年金保険の資格を喪失した昭和63年8月31日から平成元年4月11日まで、健康保険任意継続被保険者であった旨の回答があった。

また、株式会社Aの元事業主に照会したところ、同事業所は、昭和63年8月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなり、従業員に対し、国民年金に加入するよう励行した旨の回答をしている。

さらに、株式会社Aの元同僚が保管する同事業所が作成した昭和63年8月31日以降の厚生年金保険等の取扱いに係る説明文書において、同日以降は、厚生年金保険の適用事業所ではなくなること、従業員は厚生年金保険第四種被保険者又は国民年金に加入すること、当該保険料については給与

から源泉徴収すること等が記載されている。

このことについて、申立人が保管していた昭和 63 年 8 月分の給与明細書における厚生年金保険料欄には、2 万 3,820 円と記載されているところ、この金額は、申立期間当時の標準報酬月額から算出した厚生年金保険料である 1 万 6,120 円と申立期間当時の国民年金保険料である 7,700 円を合算した金額と一致している。また、当時の事業主は、厚生年金保険料について翌月控除方式であった旨の供述をしていることから、当該給与明細書において、同年 8 月分の給与から同年 7 月分の厚生年金保険料と同年 8 月分の国民年金保険料が控除されていたことがうかがえる。

また、申立人が保管していた昭和 63 年 9 月分及び同年 10 月分の給与明細書における厚生年金保険料欄には、7,700 円と記載されており、この金額は申立期間当時の国民年金保険料である 7,700 円と一致していることから、当該期間に係る給与から国民年金保険料が控除されていたことがうかがえる。

さらに、株式会社 A における複数の元同僚は、昭和 63 年 8 月 31 日以降については、事業主から説明があり、国民年金へ加入した旨又は厚生年金保険第四種被保険者になった旨の回答をしている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年4月1日から同年10月1日まで

昭和31年8月にA店に入社したが、入社時、当該事業所は社会保険に一切加入していなかったため、会社に申し入れ、交渉した結果、34年3月に健康診断を受けた後、健康保険についてはB健康保険組合に加入し、同時に自分も厚生年金保険被保険者資格を取得したはずである。自分よりも後から入社した同姓の同僚が、自分よりも先に資格取得しており納得がいかないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間において、A店に勤務していたことは、複数の同僚の供述により推認できる。

しかし、当該事業所は平成12年9月11日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業が継承された株式会社Cに照会しても申立期間当時の人事記録は保管されていないため、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、申立人は、昭和34年3月に、申立人を含め多数の同僚が健康診断を受けた上で、同年4月にB健康保険組合の組合健康保険に加入したと主張しているが、同組合は既に解散し、関連資料は不明であるため、健康保険の加入について確認できない。

さらに、申立人は、A店に申立人よりも後に入社した同姓の同僚が、先に厚生年金保険の被保険者になっていることについて、当該同僚の記録が自分の記録と誤って記録された疑いがある旨申し立てているが、社会保険事務所(当

時)の厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿においても、当該同僚の氏名、生年月日、記号番号及び資格取得日は健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記述と一致しているため、申立期間において、申立人の記録が間違っ
て記録されたとは考え難い。

加えて、申立人は、「従業員と会社との交渉の結果、昭和34年4月から厚生年金保険の適用事業所になった。」と供述しているが、A店の厚生年金保険の新規適用日は30年11月1日であり、申立人の主張とは合致しない。

また、申立人が、当該事業所において同職種だったと供述している同僚2人の氏名が、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されていないことから、申立期間当時、当該事業所においては必ずしも従業員のすべてについて厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがわれる。

さらに、当時の事業主は、申立人を記憶しておらず、当時の厚生年金保険の加入について不明である旨供述しており、上記被保険者名簿において被保険者であったことが確認できる同僚からは、申立人の厚生年金保険料の控除についての供述は得られない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 7 月 1 日から 63 年 12 月 1 日まで
私は、A 株式会社に昭和 61 年 7 月から 63 年 11 月 30 日まで勤務したが、厚生年金保険の加入記録が無いので、調査の上、厚生年金保険の加入記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間にA株式会社に勤務していた元従業員が所持していた入社式の集合写真（昭和 62 年 3 月 16 日に撮影）及び申立期間当時同社の顧問をしていた税理士の供述から、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A株式会社の事業主に照会したところ、「申立人が当社に勤務していた記憶は無い。当社は女性従業員が多く、男性従業員で厚生年金保険に加入していた者はほとんどいない。」と回答していることから、申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことは確認できない。

また、上記集合写真に写っている従業員（事業主を含む。）の人数は 43 人であるが、昭和 62 年 3 月 16 日現在でA株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている被保険者数は 28 人であることから、当時、同社においては必ずしもすべての従業員について、厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、申立期間当時のA株式会社に勤務していた複数の元従業員に照会したところ、申立期間における申立人の厚生年金保険料を事業主により給与

から控除されていたことについて確認するための資料及び供述を得ることができない。

加えて、A株式会社に係る申立人の雇用保険の加入記録は確認できない上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても、申立期間に申立人の氏名は記載されておらず、健康保険の整理番号が連続しており、欠番も見られない上、申立人は、申立期間当時同社から健康保険被保険者証をもらった記憶が無い旨述べている。

また、オンライン記録によれば、申立期間を含む昭和54年1月から平成2年1月までの期間における申立人の国民年金保険料は全額納付されていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 9 月 16 日から 46 年 1 月 3 日まで
昭和 45 年 * 月 * 日、A が終わり、引き続き、財団法人 B の本部で残務整理（入場券の残数など事務的業務）の仕事を、46 年 1 月 3 日まで継続して行った。しかし、厚生年金保険の加入期間が抜けているので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

財団法人 B の後継事業所である C が保管している申立人に係る採用決裁伺資料及び申立期間当時の複数の同僚の供述から、申立人が申立期間の一部について、A の残務整理の仕事に従事し、当該事業所で勤務していたことは推認できる。

しかし、C に照会したところ、「申立期間の厚生年金保険の資格取得の届出を確認できる資料が無い。厚生年金保険料の控除については不明である。」と回答していることから、申立人の正確な勤務実態及び厚生年金保険の適用については確認することができない。

また、申立人が財団法人 B で一緒に残務整理の仕事に従事していたと供述している同僚の氏名及び申立人が所持している申立期間当時の写真に写っている複数の同僚の氏名が、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿で確認することができない。

さらに、C が保管している申立人に係る資料では、昭和 45 年 10 月 1 日から同年 12 月 28 日まで「臨時雇用員」として採用した旨記載されており、申立人及び申立期間当時の同僚は、申立人の勤務形態が臨時雇用であった旨供述

していることから、当時当該事業所においては、Aの残務整理に従事した従業員のすべてについて、必ずしも厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 20 年 8 月 31 日から 21 年 9 月 1 日まで

私は、昭和 20 年 8 月 31 日から 21 年 9 月 1 日まで A 組合 B 工場に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が無いので、調査の上、厚生年金保険の加入記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の二男が申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 組合 B 工場に勤務していたと主張しているが、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった日は昭和 24 年 7 月 1 日であり、申立期間当時の元従業員の供述から、申立人が勤務していたのは、同一地域にあった C 有限会社であると考えられる。

C 有限会社に勤務していた複数の元従業員の供述から、申立人が申立期間当時勤務していた可能性はあるが、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間当時の代表取締役は既に亡くなっているため、申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことは確認できない。

また、申立期間において、C 有限会社に勤務した元従業員からは、申立期間における申立人の正確な勤務実態及び厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことについて確認するための資料及び供述を得ることができない。

さらに、C 有限会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、

申立期間に申立人の氏名は記載されていない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 4 月 1 日から 52 年 12 月 31 日まで
私は、申立期間にA株式会社（昭和 52 年 3 月にB株式会社に商号変更）に勤務したが、厚生年金保険の加入期間を照会したところ、加入記録が無い。
給与から厚生年金保険料等を控除されていた記憶があるので、申立期間について厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から、申立人が申立期間にA株式会社及びB株式会社において、C学校（現在は、D学校）の送迎バスの添乗員として勤務していたことは推認できる。

しかし、B株式会社に照会したが、当該事業所が保管する社会保険台帳の記録において申立人の氏名は確認できない旨回答しており、申立期間当時の人事記録及び賃金台帳等の関連資料は保管されていないため、申立期間における申立人の勤務実態及び申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことは確認できない。

また、申立期間当時、A株式会社において、C学校の送迎バスの運転手又は運転手兼添乗員として勤務したと供述している者については、当該事業所に係るオンライン記録及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、厚生年金保険の加入記録が確認できるが、申立人と同様に添乗員専任であったと推認できる者の厚生年金保険の加入記録が確認できないことから、当時、当該事業所では、勤務しているすべての従業員について厚生年金保険に加入さ

せる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、申立期間において、申立人のA株式会社に係る雇用保険の加入記録は確認できない。

加えて、B株式会社の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は記載されていない上、健康保険番号が連続しており欠番もみられないことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

また、E市の保管する申立人に係る国民年金保険料収滞納リストによれば、申立人が申立期間について国民年金保険料を現年度に納付していることが確認できるが、申立人は厚生年金保険料を控除されていた旨主張しているところ、「国民年金保険料はまとめて一回だけ支払った記憶がある。」と供述しており、申立人の主張には矛盾がある。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 7 月 1 日から 36 年 4 月 1 日まで

私は、申立期間においてA市B区Cに所在したD商店に、住み込みの正社員として勤務をしていたが、社会保険事務所（当時）へ照会したところ、申立期間の厚生年金保険が未加入となっている。勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

D商店の現在の事業主が「当時の店主は既に亡くなっており詳細は不明だが、申立人がD商店に住み込みで勤務をしていた記憶がある。」と回答していることから、期間の特定はできないものの、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、上記事業主は、「当時の従業員数は2人から3人であり、当社は厚生年金保険の適用を受けてない。」と供述している上、申立人も従業員は3人から4人であった旨供述していることから、申立期間当時当該事業所は厚生年金保険の強制適用事業所の要件に該当しなかったと考えられる上、オンライン記録において、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所であったことを確認することができない。

また、申立人と同様に住み込みで勤務していたとする元同僚は既に亡くなっているため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用について確認することができず、元同僚についても申立期間にオンライン記録において厚生年金保険の加入記録を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認で

きる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年1月1日から同年10月1日まで

私は、昭和57年2月1日から厚生年金保険の被保険者となり、退職する平成5年9月2日まで継続して株式会社Aに勤務したが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が空白になっている。申立期間について継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aに勤務していた同僚の供述から、期間は特定できないものの、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、株式会社Aは、賃金台帳等の関連資料を保管していないため、申立人に係る勤務期間及び申立人の給料から厚生年金保険料が控除されていたことを確認できない。

また、株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間前後の申立人の健康保険の整理番号は、*番と*番と異なっており、申立期間において、同整理番号は連続しており、欠番は無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い上、オンライン記録により、平成2年1月10日に健康保険被保険者証を返納していることが確認できる。

さらに、B会C支部に照会したところ、平成2年1月9日から同年10月29日まで、申立人は、その子が加入している政府管掌健康保険の被扶養者である旨の回答が有る。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、

確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 4 月 1 日から 51 年 2 月 1 日まで
A店における厚生年金保険の被保険者期間が、昭和 51 年 2 月 1 日からとなっているが、同店には、49 年 4 月 1 日から正社員として勤務しており、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から、期間は特定できないものの、申立人がA店に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A店の事業主は、「申立人の氏名は記憶しているが、当時の状況は記憶しておらず、申立期間当時の資料を保管していない。」と供述しており、申立期間における申立人の勤務実態及び申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認することができない。

また、A店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている同僚5人に照会したところ、申立人が同社に勤務していたことを記憶している者はいるが、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる供述や関連資料を得ることができない。

さらに、上記の被保険者名簿には、申立人の氏名の記載は見当たらない上、健康保険の整理番号は連続し、欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

加えて、申立人の申立期間における雇用保険の加入記録は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年3月1日から34年4月11日まで
結婚のため、A株式会社B工場を退職し、C市へ引っ越した。脱退手当金は請求した記憶も受領した記憶も無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和34年6月26日に支給決定されているほか、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答した年月日である「回答済 34.5.18」が記録されているなど、一連の事務処理に不自然さやうかがえず、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。